

令和9年度新潟県公立高等学校入学者選抜の概要について

新潟県教育庁高等学校教育課

I 一般選抜

1 募集枠について

一般選抜の中に、次の(1)、(2)の募集枠を設定する。

(1) 一般枠

すべての学校・学科^(注1)が設定し、すべての志願者が出願する募集枠とする。

(注1) 新潟中央高等学校普通科学究コース及び新潟南高等学校普通科理数コースを含む。

(2) 学校設定枠

各学校・学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、校長の裁量で設定でき、希望する志願者が、一般枠に加えて同一の学校・学科に出願できる募集枠とする。一つの学校・学科において、複数の学校設定枠を設定することができる。

2 募集人数

(1) 一般枠

別に定める学校・学科ごとの募集人数から、学校設定枠の募集人数を除いた人数とする。ただし、学校設定枠の合格者が募集人数に満たない場合は、その分を加えた人数とする。

(2) 学校設定枠

別に定める学校・学科ごとの募集人数に対して、5%ごとに50%を越えない範囲の人数（小数点以下は切り捨て）として高等学校長が定める。

3 検査等について

(1) 一般枠

ア 学力検査

<全日制の課程>

検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。

<定時制の課程>

検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。

イ 面接

<定時制の課程>

学力検査の当日に面接（個人面接又は集団面接）を実施する。

ウ 学校独自検査

<全日制の課程>

① 実施内容

各学校は、志願者の能力、適性、関心・意欲等を多面的に評価する観点から、実技検査、その他により学校独自検査を実施することができる。

② 実施方法

学力検査の翌日に実施する実技検査等による評価

(2) 学校設定枠

ア 学力検査

<全日制の課程>

検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。

<定時制の課程>

検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。

イ その他の検査等

<全日制の課程及び定時制の課程>

① 実施内容

各学校のアドミッション・ポリシーを踏まえ、志願者の明確な目的意識等を評価する観点から、次の(ア)～(ウ)により実施する。

(ア) 面接（個人面接又は集団面接）、志願理由書、作文、プレゼンテーション等

主として、志願者の次の項目のいずれか又はすべてを適切に評価するものとして実施する。

- ・アドミッション・ポリシーの理解
- ・中学校在籍時における活動状況
- ・思考・判断・表現
- ・主体的に学習に取り組む態度

(イ) 実技検査

主として、各学科に関連する分野における志願者の技能、表現等を適切に評価するものとして実施する。

(ウ) その他

高等学校教育課長（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）と協議の上、上記(ア)、(イ)によらずに、各学校で工夫して実施する。

② 実施方法

次の(ア)～(ウ)のいずれか又は複数を組み合わせて実施する。(ア)のみ実施する場合は、学力検査の当日及び翌日の検査は実施しない。

(ア) 志願者が事前に提出する書類等による評価

書類等は、次のa又は、a及びbの組み合わせとする。

a 志願理由書等

- b aで、アドミッション・ポリシーを踏まえ志願者の明確な目的意識に関する実績等^(注2)を記載させる場合に、その実績等を証明するための添付書類。

(注2) 志願者の資質・能力を客観的に評価することができる、中学校や地域クラブにおける活動の実績、中学校在学時に取得した資格や受賞した各種コンクール等の実績等が該当する。

- (イ) 学力検査の当日に実施する面接（個人面接又は集団面接）による評価（定時制の課程のみ）

- (ウ) 学力検査の翌日に実施する面接（個人面接又は集団面接）、志願理由書、作文、プレゼンテーション、実技検査等による評価

※ 全日制の課程では、一般枠の学校独自検査により、学校設定枠のその他の検査等を代替することができる。また、定時制の課程では、一般枠の面接により、学校設定枠のその他の検査等の面接を代替することができる。代替する場合は、全日制の課程、定時制の課程のいずれにおいても、評価の観点を、一般枠における評価の観点とは別に設定することができる。

ウ その他、ア、イに含まれないもの

(例：実用英語技能検定等の資格による加点)

4 入学者の選抜方法（総合得点の算出方法）

(1) 一般枠

<全日制の課程>

次のア～エのとおりとする。

- ア 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して学習の記録の合計とする。学習の記録の合計は135点満点になる。これを1000点満点に換算し、学習の記録の換算点とする。

- イ 学力検査の5教科の配点は、各教科100点とする。学力検査の合計は500点満点になる。ただし、指定する教科の配点を2倍とする傾斜配点を実施することができる。指定できる教科は2教科までとする。したがって、学力検査の合計の上限は700点になる。

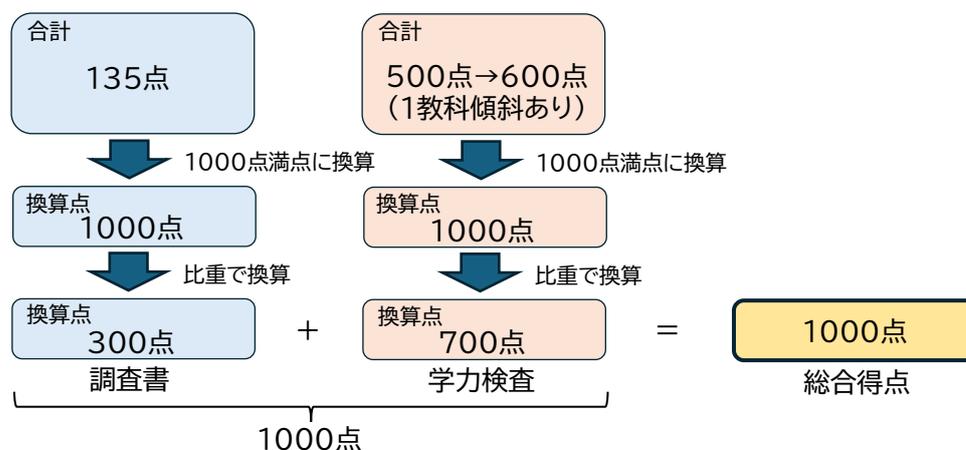
学力検査の合計を1000点満点に換算し、学力検査の換算点とする。

- ウ 学習の記録の換算点と学力検査の換算点を、各学校が定めた調査書と学力検査の比重を用いてそれぞれを換算し、合算した得点を総合得点とする。総合得点は1000点満点になる。調査書と学力検査の比重は、(7 : 3)、(6 : 4)、(5 : 5)、(4 : 6)、(3 : 7)のいずれかとする。

- エ 学校独自検査を実施する学校・学科は、ウの得点にさらに学校独自検査の得点を加えたものを総合得点とする。学校独自検査の満点は100点、200点、300点、400点、500点のいずれかとする。したがって、学校独自検査を実施する場

合の総合得点の上限は1500点になる。

<例> 学力検査の合計が1教科傾斜ありで600点満点、調査書と学力検査の比重(3:7)で換算、学校独自検査を行わない場合の総合得点の算出方法



<定時制の課程>

次のア～エのとおりとする。

ア 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して学習の記録の合計とする。学習の記録の合計は135点満点になる。

イ 学力検査の3教科の配点は、各教科100点とする。学力検査の合計は300点満点になる。

なお、令和9年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば3教科に代えて作文で受検することができる。

ウ 面接の配点は100点とする。面接は、個人面接又は集団面接を実施する。

エ 学習の記録の合計、学力検査の合計及び面接の結果を合算した得点を総合得点とする。総合得点は535点満点になる。

(2) 学校設定枠

<全日制の課程>

次のア～エのとおりとする。

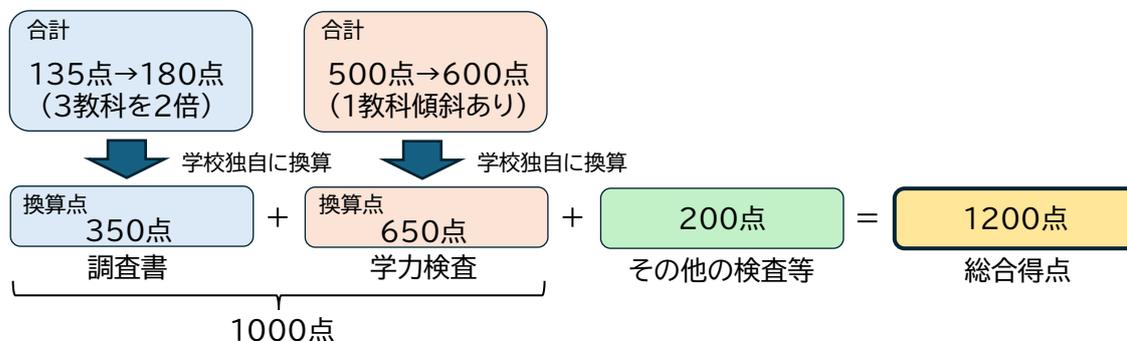
ア 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して学習の記録の合計とする。ただし、指定する教科における各学年の5段階評定の数値の合計を2倍とすることができる。指定できる教科は9教科のうち4教科までとする。したがって、学習の記録の合計の上限は195点になる。

イ 学力検査の5教科の配点は、各教科100点とする。ただし、指定する教科の配点を2倍とする傾斜配点を実施することができる。指定できる教科は2教科までとする。したがって、学力検査の合計の上限は700点になる。

ウ 調査書の学習の記録の合計と学力検査の合計のそれぞれを、学校独自で換算したものを換算点とする。換算は、それぞれの換算点を合計したときに、合計が1000点満点になるように行う。

エ 調査書の学習の記録の換算点と学力検査の換算点に、その他の検査等の得点を加えたものを総合得点とする。その他の検査等の満点は500点を上限とする。したがって、総合得点の満点は学校ごとに異なり、その上限は1500点になる。

<例> 調査書の学習の記録を3教科2倍とし350点満点、学力検査の得点を1教科傾斜ありで650点満点、その他の検査等が200点満点の場合の総合得点の算出方法。



ただし、前記3(2)ウに記載の加点等を行う学校・学科については、調査書の学習の記録の換算点と学力検査の換算点に、その他の検査等の得点を加えたものに、さらに加点等による得点を加えたものを総合得点とする。

<定時制の課程>

次のア～エのとおりとする。

ア 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して学習の記録の合計とする。ただし、指定する教科における各学年の5段階評定の数値の合計を2倍とすることができる。指定できる教科は9教科のうち4教科までとする。したがって、学習の記録の合計の上限は195点になる。

イ 学力検査の3教科の配点は、各教科100点とする。ただし、指定する教科の配点を2倍とする傾斜配点を実施することができる。指定できる教科は1教科までとする。したがって、学力検査の合計の上限は400点になる。

ウ 調査書の学習の記録の合計と学力検査の合計のそれぞれを、学校独自で換算したものを換算点とする。換算は、それぞれの換算点を合計したときに、合計が1000点満点になるように行う。学校独自で換算する際には、調査書の学習の記録によらず、学力検査のみで1000点満点に換算することができる。

エ 調査書の学習の記録の換算点と学力検査の換算点に、その他の検査等の得点を加えたものを総合得点とする。その他の検査等の満点は500点を上限とする。したがって、総合得点の満点は学校ごとに異なり、その上限は1500点になる。

5 入学者の選抜の順序等

- (1) 学校設定枠を設定した学校・学科では、先に学校設定枠の合格者を選抜し、その後、一般枠の合格者を選抜する。
- (2) 学校設定枠については、志願者数が募集人数に満たない場合であっても、総合的な判断により合格とならない場合がある。

Ⅱ 欠員補充のための2次募集

1 対象高等学校及び募集人数

欠員補充のための2次募集は、1人でも欠員（入学を辞退した者を含む。）が生じたすべての学校、学科で実施する。ただし、海外帰国生徒等特別選抜で合格した者の人数は、欠員数の算出の対象となる合格者の人数には含めない。

2 出願資格

欠員補充のための2次募集に出願することができる者は、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

(1) 高等学校等に在籍していない者で、次のア～エのいずれかに該当する者

ア 令和9年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者

イ 令和9年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）

エ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 本年度の入学者選抜において、いずれの高等学校等にも合格していない者

(注) ただし、前記(1)を満たし、「公立高等学校に併せて出願することができる県内私立高等学校の入学者選抜」に合格している者については、欠員補充のための2次募集に出願することができる。

3 検査等について

(1) 全日制の課程、定時制の課程ともに、面接を実施する。

(2) 学校・学科によっては、面接の他に必要な検査を実施することができる。

4 入学者の選抜方法について

「調査書」、「面接の結果」を、その他必要な検査を実施する学校は、これに加えて「当該検査の結果」を用いて選抜する。また、一般選抜における学力検査（本検査または追検査）を受検した者の「学力検査の結果」を参考とすることができる。

Ⅲ 海外帰国生徒等特別選抜について

上記、「Ⅰ 一般選抜」、「Ⅱ 欠員補充のための2次募集」に準じて、この選抜を希望する志願者のいるすべての学校、学科で実施する。

Ⅳ 通信制の課程の入学者選抜について

令和8年度入学者選抜と同様の内容で実施する。